



## 令和6年4月1日から私債権に対する遅延損害金を徴収

町では、黒潮町債権管理条例を改正し、私債権に対する「遅延損害金」を徴収することになりました。令和6年4月1日以降に支払い期限が到来する私債権については、期限までにお支払いいただかないと、「遅延損害金」を徴収することになります。ただし、他の法令や条例などにより特別の定めがある場合や、契約などで特段の定めがある場合を除きます。

◆**私債権とは** 水道料金、学校給食費、町営住宅使用料などのように町民の皆さんと町が対等の立場で結んだ契約や申し込みにより発生する費用を、「私債権」といいます。また、介護保険料や保育料(利用者負担額)のように行政サービスの対価としての使用料などを「公債権」といいます。

どちらも、町がより良いサービスを提供していくために、必要で大事な債権です。

◆**支払われない場合** 使用料などが支払い期限までに支払われない場合は、督促状を発送します。それでも支払われないと、裁判所を通じて強制執行の手続きをとる場合があります。

◆**支払いが困難な人** やむを得ない事情などにより、期限内の支払いが困難な人は、各債権の担当課へ早めにご相談ください。

◆**遅延損害金の計算方法** 黒潮町債権管理条例による掲載

使用料(※1)×年3%(※2)×日数(※3)÷365日＝遅延損害金

(※1) 2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨て

(※2) 民法第404条に規定する割合(率は3年に1度見直しされます)

(※3) 支払い期限の翌日から支払った日までの日数

◆**算出した遅延損害金の端数処理** 算出額が1,000円未満の場合は全額切り捨て

算出額が1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨て

◆**計算例** 使用料：100,500円 支払い期限：令和6年4月30日 支払い日：令和6年10月28日  
 $100,000円 \times 3\% \times 181日 \div 365 = 1,487円 \rightarrow 1,400円$

○お問い合わせ 本庁 総務課 総務係 ☎43-2111



## 光ネットワークサービスの一時停止のお知らせ

インターネット設備の設定作業およびケーブルテレビ設備の老朽化に伴う更改工事のため、下記のとおり一時的に光ネットワークサービスを停止いたします。

ご利用の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◆**インターネットサービス停止期間** 3月19日(火) 午前1時～午前5時

◆**ケーブルテレビ・告知放送サービス停止期間** 3月6日(水)～13日(水) 午前1時～午前5時

※ケーブルテレビ・告知放送サービス停止については、停止期間のうち、契約者さんごとに停止日が異なります。そのため、ケーブルテレビのご契約者さんには停止日の詳細を個別に郵送します。

○お問い合わせ 本庁 情報防災課 情報推進係 ☎43-2188

光ネットワークサービスセンター ☎0800-200-1373



## 無料弁護士相談会の開催

黒潮町では、多様化する消費者相談、不動産、相続、離婚、地域での悩み相談に対応するため弁護士を招き、無料相談所を開設します。日ごろ、なかなか相談できないこともこの機会に相談してみませんか。

◆**開催日時・場所** 4月10日(水) 午後1時～午後3時 本庁1階相談室1-3

※相談時間は1人30分以内ですので、4月3日(水) 午前8時30分から電話または下記窓口で先着4名を受け付け、その際、相談内容を聴き取りさせていただきます。

※同じ内容の相談は、1回限りで、担当弁護士が既に相手方の相談を受けている場合は、相談を受けることができません。またキャンセルされる場合は、4月5日(金)までに下記窓口へ連絡してください。

○お問い合わせ 佐賀支所 地域住民課 人権啓発係 ☎55-3113